

## 第13 消防機関へ通報する火災報知設備（令第23条、規則第25条、平成8年告示第1号関係）

### 1 用語の定義

#### (1) 火災通報装置

火災が発生した場合において手動起動装置を操作することにより、電話回線を使用して消防機関を呼び出し、蓄積音声情報により通報するとともに通話を行うことができる装置で告示基準に適合しているものをいう。

#### (2) 手動起動装置

火災通報専用である押しボタン、遠隔起動装置等をいう。

#### (3) 直接通報

火災通報装置を令第21条の技術上の基準に従い又は当該基準の例により設置した自動火災報知設備（以下「自火報」という。）と連動させることにより、人を介することなく火災発生後の早い段階で消防機関へ通報を行うことができる体制をいう（規則第25条第3項第5号及び第4項第4号の規定による場合を含む。以下同じ。）。

なお、自火報との連動にあつては、感知器からの火災信号によるほか、自火報の受信機が火災表示を行う要件（中継器からの火災信号、発信機からの火災信号等）とも連動して起動するものであること。また、令別表第1(16)項イのうち、(6)項イ(1)若しくは(2)又はロが存するものについては、防火対象物全体の火災信号からの連動とすること。

#### (4) 強化対象物

令別表第1(6)項ロ（(16)項イの当該用途部分を含む。）に掲げる防火対象物のうち、令第12条第2項第3号の2で規定する防火上有効な措置が講じられた構造を有するものとして総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が1,000㎡以上のものをいう。

#### (5) 一般対象物

強化対象物以外の防火対象物（一般住宅を除く。）をいう。

#### (6) 蓄積音声情報

あらかじめ音声で記憶させている火災通報に係る情報をいう。

#### (7) 通信信号音

火災通報装置からの通報であることを示す信号音をいう。

#### (8) 試験装置

火災通報装置の試験を局線を捕捉しない状態で行うために使用する、消防機関の119番受信装置に代わる模擬119番による試験を行う装置をいう。

#### (9) 防災センター

規則第25条第3項第5号ただし書中の「防災センター」とは、総合操作盤その他これに類する設備により防火対象物の消防用設備等の監視、操作等を行う場所であつて、常時人による監視等が行われており、確実な通報体制が確保されているものをいうものであること。

### 2 火災通報装置の設置基準等について

#### (1) 規則第25条第3項第1号の規定による火災通報装置は、認定品とすること。●

#### (2) 配線及び工事方法は、第10 自動火災報知設備8(1)及び(2)を準用すること。

#### (3) 規則第25条第1項に規定する「歩行距離」は、「令第23条第1項に掲げる防火対象物の全ての部分から最寄りの消防機関の受付までの水平距離」とする。

#### (4) 火災通報装置の工事（直接通報に係る自火報との配線工事を含む。）は、甲種第4類の消防設備士の資格を有する者が行う必要があるが、電源部分の工事及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「電通法」という。）第53条の規定に基づく工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第3条第3号に該当する電話回線、との接続工事については、この限りではない。

#### (5) 火災通報装置の工事にあつては、法第17条の14の規定による工事着手の届出（以下「着工届」という。）、また、設置にあつては、法第17条の3の2の規定による消防用設備等設置届出（以下「設置届」という。）が必

要となるが、審査及び検査の基準については、別記1によること。

(6) 火災通報装置の着工届及び設置届に係る事務処理要領については、別記2によること。

(7) 直接通報を行う防火対象物に設置する自火報については、次のうちいずれかの非火災報対策を講じること。●

- ア 蓄積式の感知器、中継器又は受信機の設置
- イ 二信号式の受信機の設置
- ウ 蓄積付加装置の設置
- エ 設置場所の環境状態に適応する感知器の設置

### 3 I S D N回線への接続等の特例（別記3参照）

I S D N回線に火災通報装置を接続する場合は「火災通報装置のI S D N回線への接続等の取扱いについて（平成12年11月30日消防予第266号。以下「266号通知」という。）」によるほか、次によること。

(1) 消防機関による確認（266号通知6(2)関係）

ア 火災通報装置の届出は、別記2により事務処理を行い、検査時に当該火災通報装置の接続方法及び通報状態について確認すること。

イ 着工届には、火災通報装置対応T A等の仕様、I S D N回線への火災通報装置の接続方法等の確認できる書類を添付すること。

(2) 既設の火災通報装置の取扱い（266号通知7関係）

火災通報装置対応T A等は、火災通報装置の附属装置ではなく、電話回線の一部とみなされるものであり、火災通報装置対応T A等の設置等に係る工事については、消防用設備等の工事には該当しないが、既に火災通報装置が設置されている防火対象物において、電話回線がアナログ回線からI S D N回線に変更された場合であっても、確実な火災通報の徹底を図る必要があることから、前(1)アに準じ、着工届及び設置届を提出させ火災通報装置の適切な接続について確認すること。

### 4 I P電話回線への接続等の留意事項について

I P電話回線に火災通報装置を接続する場合は「消防法施行規則の一部を改正する省令及び火災通報装置の基準の一部を改正する件の運用上の留意事項について（平成28年8月3日消防予第240号。以下「240号通知」という。）」によるほか、次によること。

(1) 消防機関による確認

ア 前3.(1)アを準用するほか、規則第25条第3項第2号に規定する「火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない電話回線」については、別記1. 7(8)の設置通話試験及び別記第1号様式により適切な接続であるかを確認すること。

イ 着工届には、火災通報装置に接続する回線終端装置等の予備電源（無停電電源装置等）の仕様及び回線終端装置等の容量を確認できる書類を添付させること。

(2) I P電話回線に接続する場合の回線終端装置等について

共同住宅等の配線方式によっては、火災通報装置が設置された住戸内の回線終端装置等以外にも回線終端装置等が共用部分等に設けられている場合があり、その場合は、当該部分の回線終端装置等にも予備電源の設置が必要となること。

なお、配線方式については、別記第1号様式により配線方式を把握し、必要に応じて予備電源の有無を確認すること。

### 5 直接通報を指導する防火対象物等●（規則第25条第3項第5号及び第4項第4号の規定による場合を除く。）

直接通報を行うためには、当該防火対象物に自火報が設置されるとともに、適正な維持管理及び非火災報対策が必要となることから、指導にあたっては、直接通報の趣旨及び内容について関係者に十分説明して同意を得たうえで、次の(1)から(3)までの区分によること。

(1) 直接通報を指導する防火対象物は、令別表第1(6)項イ(3)（(16)項イの当該用途部分を含む。）のうち、病床数が20以上で、かつ、令第12条の基準に従い又は当該基準の例により、スプリンクラー設備が設置されていない

防火対象物とする。

(2) (1)の指導対象以外（令別表第1(5)項イ、(6)項イ及びハに限る。）で自主的又は特例の適用を受けないで火災通報装置を設置する防火対象物にあつては、原則として、直接通報とすること。

(3) (1)及び(2)以外の防火対象物に火災通報装置を設置する場合は、原則として、手動起動による通報に限ることとしますが、消防局の呼び返しに応答ができる関係者が常時いるもの又は消防隊が現場に到着した場合に関係者等が対応できる体制が確立されているもので、関係者から自主的に直接通報を行うことについて要望があった場合、これを認めて差し支えないものであること。

#### 6 自主設置又は特例の適用を受けないで設置される火災通報装置の取扱い

(1) 手動起動のみの通報として用いる非常通報装置で既に令第23条第1項に規定する防火対象物以外の防火対象物に設置されているものにあつては、自主設置の火災通報装置が設置されているものとして取り扱うこと。

(2) 新たに令第23条第1項の規定の適用を受けない防火対象物に火災通報装置を設置する場合であっても当該規定の内容を含めて法令基準に準じて設置すること。●

(3) 一般住宅については、設置指導しないこと。

#### 7 関係者への指導●

火災通報装置について設置、使用、変更又は廃止の際、関係者に対して次の項目を指導すること。

(1) 誤操作及び非火災報による通報を防止するため、勤務員等に対して火災通報装置の取扱いについて習熟させること。

(2) 火災通報装置、接続した自火報等の維持管理を適正に行うこと。

(3) 火災通報装置により通報した後、消防局から直ちに当該防火対象物に呼び返しが行われるので、火災状況について応答すること。

(4) 火災通報装置により通報した後、火災でないことが判明した場合又は鎮火した場合は、速やかにその旨を119番により通報すること。

(5) 自火報の非火災報が発生した場合には、関係者においてもその原因を究明するよう努めるとともに、当該防火対象物の管理、環境に適応した感知器に交換する等、非火災報の再発を防止するための措置を講ずるよう指導すること。

(6) 火災通報装置は、火災の通報のみに使用できるものであり、救急要請等の通報には使用しないこと。

(7) 火災通報装置は、当該防火対象物の火災通報のみに使用できるものであり、付近で発生した火災の通報は、一般電話により行うこと。

(8) 火災通報装置の設置位置、通報内容等を変更する場合は、着工届が必要となること。

(9) 従前の非常通報装置を火災通報装置として取り扱う場合で、蓄積音声情報の通報内容が別記1、3の通報内容と異なるものについては、通報内容を変更するよう促すこと。（例：「保01」を「強化対象」に変更）

(10) 火災通報装置を廃止した時は、速やかに所轄消防署へ連絡すること。

(11) 直接通報を行う防火対象物において、自衛消防訓練等を実施する場合は、連動停止スイッチ箱等を操作し、必ず非連動として、自火報が作動したことを知らせるメッセージが送信できない状態にした後、実施すること。

#### 8 その他

「社会福祉施設における非常通報装置の設置指導要領について」（昭和62年12月19日消指導第262号。以下「262号通知」という。）及び「手動起動のみの非常通報装置の設置について」（昭和63年8月31日消指導第124号・消指令第89号。以下「124号通知」という。）に基づき承認されている非常通報装置を設置している場合は、火災通報装置として取り扱って差し支えないものであること。

## 火災通報装置の審査及び検査の基準

### 1 火災通報装置の設置場所等

- (1) 火災通報装置は、自火報の設置対象にあつては、自火報の受信機又は副受信機と併設すること。
- (2) 火災通報装置の操作部（手動起動装置、モニター、発報表示及び非常用送受話器等）が制御部と分離している場合、当該制御部は維持管理できる場所に設けること。
- (3) 遠隔起動装置を設ける場合は、(1)によることとし、この場合、火災通報装置を設けた場所との間で通話ができるインターホン等の装置を備えておくこと。
- (4) 火災通報装置の手動起動装置、非常用送受話器及び遠隔起動装置には、その旨を表示しておくこと。
- (5) 手動起動装置及び遠隔起動装置には、いたずら防止のための措置を講じておくこと。
- (6) 通常使用されている電話機を火災通報装置に設置する場合にあつては、呼び返し信号に対する応答、割り込み通話等が支障なくできる場合に限り、当該電話機を火災通報装置本体の直近に設け、かつ、非常用送受話器と兼用となっている旨を表示することにより、差し支えないこと。

表示例 非常用送受話器兼用電話

### 2 火災通報装置の接続

- (1) 火災通報装置と電話回線の接続は、試験装置の接続に対応させるため、プラグジャック方式又はアダプタ式ジャック方式とすること。
- (2) 火災通報装置は、使用頻度の最も少ない加入電話回線の P B X 等と分界点との間に接続し、P B X 等の内線側には接続しないこと。
- (3) 自火報との連動をさせる場合にあつては、連動停止スイッチを介して次により接続させること。
  - ア 自火報受信機の連動停止スイッチを使用する場合にあつては次によること。
    - (ア) 連動停止スイッチは、専用とすること。
    - (イ) 連動を停止した場合は、連動が停止している旨の表示灯が点灯すること。
  - イ 連動停止スイッチを新たに設ける場合にあつては、次によること。
    - (ア) 連動停止スイッチは、専用とすること。
    - (イ) 連動を停止した場合は、連動が停止している旨の表示灯が点灯すること。
    - (ウ) 連動停止スイッチを別置する場合の電源は、受信機から供給されていること。

なお、特定小規模施設用自火報のうち受信機を設けないもの等受信機から電源供給ができない場合にあつては、火災通報装置から供給することで差し支えないものとする。

- ウ 自火報の発信機等に消防機関へ通報する機器と連動している旨の表示を施すこと。ただし、防火対象物の管理状況等に応じ、発信機等のいずれかに表示することで支障ないこととし、連動停止スイッチに表示することもよいこととします。

表示例 1 1 9 番通報と連動しています

### 3 通報内容

蓄積音声情報の通報内容は、次によることとし、(1)から順次行うこと。ただし、一般対象物については、(3)及び(4)を除くものとする。

- (1) 通報信号音
  - ア 手動起動の場合：「ピ、ピ、ピ」の2回繰り返し
  - イ 自火報連動起動の場合：「ピン、ポーン」の2回繰り返し
- (2) 通報メッセージ
  - ア 手動起動の場合：「火事です、火事です。」
  - イ 自火報連動起動の場合：「自動火災報知設備が作動しました。」
- (3) 強化対象物の指定：「強化対象」

- (4) 用途：令別表第1に掲げる用途（例：老人福祉施設）
- (5) 防火対象物の所在地：行政区から始まること
- (6) 防火対象物の名称
- (7) 呼び返し案内メッセージ

ア 強化対象物のメッセージ例

(7) 手動起動の場合

ピ、ピ、ピ ピ、ピ、ピ 火事です。火事です。強化対象 老人福祉施設

(1) (1) (2) (3) (4)

保土ヶ谷区川辺町2丁目20番地 ○○○園

(5) (6)

わかりましたら信号を送ってください。

(7) (※あらかじめ録音された内容でもよい。)

(4) 自火報連動起動の場合

ピン、ポーン ピン、ポーン 自動火災報知設備が作動しました。強化対象

(1) (1) (2) (3)

老人福祉施設 保土ヶ谷区川辺町2丁目20番地 ○○○園

(4) (5) (6)

わかりましたら信号を送ってください。

(7) (※あらかじめ録音された内容でもよい。)

イ 一般対象物のメッセージ例

(7) 手動起動の場合

ピ、ピ、ピ ピ、ピ、ピ 火事です。火事です。保土ヶ谷区川辺町2丁目20番地

(1) (1) (2) (5)

○○銀行 わかりましたら信号を送ってください。

(6) (7) (※あらかじめ録音された内容でもよい。)

(4) 自火報連動起動の場合

ピン、ポーン ピン、ポーン 自動火災報知設備が作動しました。

(1) (1) (2)

保土ヶ谷区川辺町2丁目20番地 ○○銀行 わかりましたら信号を送ってください。

(5) (6) (7) (※あらかじめ録音された内容でもよい。)

4 機器等

(1) 火災通報装置は、告示基準及び電通法第49条の端末機器の技術基準に適合していること。

(2) 選択信号種別

火災通報装置の選択信号送出方式は、火災通報装置と接続されている電話回線と同一であること。

5 配線

(1) 遠隔起動装置から火災通報装置までの配線は、規則第12条第1項第5号の規定によること。

(2) 端子との接続は、ゆるみ、破損等がないこと。

6 耐震措置等

火災通報装置は、地震等による転倒防止のための有効な措置を講じること。

7 検査要領

火災通報装置の試験は、「(8) 設置通話試験」を除き試験装置を用いて次により行うこと。

(1) 起動装置

火災通報装置を試験装置に接続した後、起動用押しボタン等进行操作し、起動信号の送出を確認する。

(2) 強制切り替え

火災通報装置から分岐された内線電話を試験装置により、話中状態にして作動させた場合、話中の電話回線を開放し、強制的に火災通報側に捕捉すること。

(3) 自動呼び出し

ア 不応答時の呼び出し

火災通報装置を起動させ、試験装置の模擬119番を呼び出した場合、呼び出し継続時間は180秒以上であり、蓄積音声情報は3回以上繰り返されること。

イ 話中時の呼び出し

試験装置の模擬119番電話回線を話中状態にして火災通報装置を起動させた場合、再呼び出し時間は300秒以上であること。

(4) 通話頭出し機能

火災通報装置を起動させ、試験装置の模擬119番送受話器で応答した場合、通報が常時冒頭から始まること。

(5) 通報継続機能

ア 一区切りの蓄積音声情報は30秒以下であり、防火対象物に応じて聞き取れる速さの記録容量を確保していること。

イ 通報は、モニターにより発信者側で聞き取れること。

ウ 受信側は、受信及び通話を完了し電話回線の開放操作をした後、再通報しないこと。

エ 蓄積音声情報は、継続して90秒以上通報されること。

(6) 模擬通話試験

ア 模擬119番送受話器からの呼び出し通話試験

火災通報装置の起動により蓄積音声情報を通報させた場合、一区切り終了後の5秒間に送出した呼び出し信号が発信側の非常用送受話器を呼び出し、模擬119番送受話器と通話ができること。

イ 割り込み通話機能

火災通報装置の起動により蓄積音声情報を通報させ、蓄積音声情報通話中に通話割り込み操作を行った場合、通報が停止され、試験装置の模擬119番送受話器と発信側の非常用送受話器間で通話ができること。

(7) 予備電源

ア 電源スイッチを操作して常用電源が遮断した時に自動的に予備電源に切り替わること。

イ 予備電源の端子電圧が所定の電圧以上であること。

ウ 予備電源に切り替えた状態で操作した場合、適正に作動すること。

(8) 設置通話試験

通報試験は、司令課渉外担当まで直接連絡し、次により実施すること。

ア 連絡時期

試験実施の連絡は、着工届等を受理し試験実施日が決定した時点及び試験実施日当日とすること。

(試験実施日当日の連絡は、実施10分前までに必ず連絡すること。)

イ 連絡内容及び立ち会い

通報試験は、点検、訓練等と区別するため、火災通報装置の新設に伴う試験である旨（例「火災通報装置の新規設置に伴う、最初の接続試験です。」）を伝えるとともに、職員の立ち会いのもと実施し、司令課職員と立ち会いをする職員が双方を確認し通報試験記録に記入すること。

ウ 火災通報装置を電話回線に接続し、手動起動装置により起動させ、蓄積音声情報の内容が当該防火対象物に適合し、かつ、音圧、速度が容易に聞き取れること。

エ 通報頭出し機能、通報継続機能及び通話状況等一連の作動が適正であり、消防局側で回線を開放した後は、再通報しないこと。

オ 手動起動、遠隔起動及び自火報による起動については、それぞれ2回以上実施すること。

## 火災通報装置の着工届及び設置届に係る事務処理要領

### 1 事務処理要領

#### (1) 届出書類の処理

ア 火災通報装置（確実な火災通報の徹底を図る必要があるため自主設置のものを含む。(3)から(5)までにおいて同じ。）に係る着工届を受理する際、「火災通報試験票」（別記第1号様式）を添付させ、別記1「火災通報装置の審査及び検査の基準」中、3の通報内容が適正かどうか確認すること。

イ 直接通報を行う対象物については、別記第1号様式中「9 自動火災報知設備・維持管理状況」で、非火災報対策が十分行われているか確認すること。

ウ 火災通報装置の変更に係る着工届を受理したときは、ア又はイの手続きによること。

エ 非常通報装置を変更する場合についても、火災通報装置に準じて処理するものとし、蓄積音声情報の内容が別記1、3の通報内容に適合しない場合は、これを変更するよう指導すること。

オ 火災通報装置の機種によっては、工事の際に本体設置及び電源、電話回線との接続だけで設置できる場合がありますが、このような軽易な工事であっても、法第17条の14の規定による着工届が必要であること。

#### (2) 直接通報を行う防火対象物の非火災報対策の充実

ア 火災通報装置の設置後においても査察等の機会を捉えて、当該防火対象物の火災通報装置の管理状況を把握するとともに不備事項については、関係者に対して早急に改善するよう指導すること。

イ 自火報の非火災報が発生した場合には、関係者と協力してその原因究明に努めるとともに、当該防火対象物の管理、環境に適応した感知器への変更や誤操作の防止を図る等、必要な措置を講じるよう指導すること。

#### (3) 事務の流れ

ア 署長は、関係者が火災通報装置の着工届を提出する際、別記第1号様式を添付書類に追加させ、内容が適正か確認した後、これを受理すること。

イ 署長は、別記第1号様式の写し（1部）及び案内図（敷地内の建物の位置及び形状が判別できるように記載したもの。）を司令課長あてに住居表示の決定したものを試験実施日の3日前までに到着するよう送付すること。

ウ 司令課長は、通報試験を受けた場合、別記第1号様式の写しに記載された通報メッセージ内容と照合・確認し、その良否を呼び返しにより署長等へ伝えること。

エ 署長は、検査の結果を別記第1号様式中、「※ 通報試験記録（消防記入欄）」に記入し、これを着工届に添付して保管すること。

オ 署長は、別記第2号様式により関係者から火災通報装置の廃止について連絡を受けた場合は、速やかに写し（1部）を司令課長あてに送付すること。

#### (4) 事務の取扱い

火災通報装置は、法第17条の基準に基づく消防用設備等に該当することから、火災通報装置の設置、変更及び廃止に関する事務の取扱いは、局にあつては指導課消防設備係、各署にあつては総務・予防課予防係が担当すること。ただし、直接通報を行っている既存の防火対象物において非火災報が生じた場合、原因の究明及び改善を促す必要があることからこれらに関する事項については、各署の総務・予防課予防係が担当すること。

### I S D N回線に火災通報装置を接続する場合の基準（266号通知）

#### 1 趣旨

この基準は、I S D N回線に火災通報装置を接続する場合の取扱い及び接続に用いる装置の設置、機能、維持管理等について必要な事項を定める。

#### 2 用語の定義

この基準に用いる用語の定義は、次に定めるところによる。

##### (1) 端末機器

電話回線に接続して用いる機器をいう。

##### (2) アナログ端末機器

端末機器のうち、火災通報装置、電話機、ファクシミリ等アナログ信号を発するものをいう。

##### (3) デジタル端末機器

端末機器のうち、パソコン等デジタル信号を発するものをいう。

##### (4) T A（ターミナルアダプター）

I S D N回線に対応する機能を持たない端末機器をI S D N回線に接続して使用するための信号変換装置で、D S Uと組み合わせて使用するものをいう。

##### (5) 火災通報装置対応T A

T Aのうち、火災通報装置が発する信号をI S D N回線に対応するものに変換できることについて、当該火災通報装置の製造者により確認されたものをいう。

##### (6) 火災通報優先接続型T A

火災通報装置対応T Aのうち、火災通報装置が発する信号を他の端末機器が発する信号に優先してI S D Nに接続し、送出する機能を持ったものをいう。

##### (7) D S U（デジタルサービスユニット）

I S D N回線におけるデジタル通信に必要な速度変換、同期等の機能を持つ回線接続装置で、I S D N回線の終端に接続するものをいう。

##### (8) 火災通報装置対応T A等

火災通報装置対応T AとD S Uを接続したもの（D S U内蔵型の火災通報装置対応T Aを含む。）をいう。

##### (9) 火災通報優先接続型T A等

火災通報優先接続型T AとD S Uを接続したもの（D S U内蔵型の火災通報優先接続型T Aを含む。）をいう。

##### (10) アナログ端末機器用端子

アナログ端末機器を接続するための端子をいう。

##### (11) デジタル端末機器用端子

U S B端子、シリアル端子、S / T端子等デジタル端末機器及びT Aを接続するための端子をいう。

#### 3 火災通報装置対応T Aに必要な機能等

(1) 火災通報装置対応T Aの機能等は、次に定めるところによること。

ア 火災通報装置の音声信号を正確にI S D N回線に送出でき、かつ、消防機関からの呼返し等の音声信号を適正に火災通報装置に伝達できる機能を有すること。

イ 消防機関からの呼返し等の音声信号を火災通報装置以外の端末機器に伝達しない機能を有すること。

ウ 常用電源が停電した場合においても、火災通報装置が予備電源により作動している間有効に作動する措置が講じられていること。

(2) 火災通報優先接続型T Aの優先接続機能については、火災通報装置が起動した場合、火災通報装置以外に接続されている端末機器が使用中であっても、火災通報装置が発する信号を優先してI S D N回線に接続し、送出するものであること。

#### 4 I S D N回線への火災通報装置の接続方法

火災通報装置は、次の方法により火災通報装置対応T A等を介してI S D N回線に接続するとともに、火災通報装置が接続された端子には、その旨の表示を見やすい位置に附しておくこと。

##### (1) 火災通報優先接続型T A等を介して接続する場合

ア 火災通報装置は、優先接続機能を有するアナログ端末機器用端子に接続すること。

イ 火災通報優先接続型T A等を介して接続する場合は、アナログ端末機器用端子及びデジタル端末機器用端子にそれぞれの端末機器を接続しても差し支えない。ただし、デジタル端末機器用端子に接続するデジタル端末機器又はT Aの送受信情報量を128 k bpsとすると、火災通報装置が起動してから通報までに90秒程度要することがあるので、デジタル端末機器又はT Aを接続する場合は、その送受信情報量を64 k bps以下とすること。

##### (2) 火災通報優先接続型T A等以外の火災通報装置対応T A等を介して接続する場合

ア 火災通報装置は、アナログ端末機器用端子に接続すること。

イ I S D N回線における1の信号チャンネルを火災通報装置専用として確保する必要があることから、火災通報装置以外の端末機器は、アナログ端末機器用端子又はデジタル端末機器用端子のいずれかに1個のみ接続すること。

ウ デジタル端末機器を接続する場合は、その送受信情報量を64 k bps以下とすること。

エ デジタル端末機器用端子には、他のT Aを接続しないこと。

#### 5 火災通報装置対応T A等の設置方法

火災通報装置対応T A等の設置方法は、次によること。

(1) 湿気、ほこり等の影響を受けにくい箇所に設置されていること。

(2) 地震等による転倒を防止する措置が講じられていること。

#### 6 接続時の機能の確認

##### (1) 火災通報装置の設置者等による確認

I S D N回線に火災通報装置を接続する場合は、次の事項について確認し、適切な接続を図ること。

ア 火災通報装置対応T A等の仕様

イ 火災通報装置製造メーカーが示す火災通報装置と火災通報装置対応T A等との適合

ウ I S D N回線への火災通報装置の接続方法

##### (2) 消防機関による確認

消防機関は、火災通報装置について設置の届出があった場合には、その検査のときにおいて、当該火災通報装置の接続方法及び通報状態について確認すること。

#### 7 既設の火災通報装置の取扱い

既に火災通報装置が設置されている防火対象物において、電話回線がアナログ回線からI S D N回線に変更された場合も、上記3から6に準じて、火災通報装置の適切な接続について確認すること。

#### 8 維持管理

I S D N回線に火災通報装置が接続されている防火対象物については、次に示すところにより維持管理の徹底を図り、確実な火災通報を確保すること。

(1) 火災通報装置の点検時には、火災通報装置対応T A等の機能及び接続状態についても確認し、その結果を火災通報装置の点検結果と合わせて消防機関に報告すること。

(2) 火災通報装置対応T A等の仕様、接続方法等が変更された場合も、上記3から6に準じて、適切な接続等について確認すること。

#### 9 留意事項

(1) 本基準は、火災通報装置をI S D N回線に接続することに起因して火災通報に支障が生じないようにするための取扱いについて特に示したものであり、火災通報装置を設置する場合の消防用設備等としての基準については、消防法施行令第23条及び消防法施行規則第25条に基づいて設置及び維持管理を徹底すること。

また、これらの運用についても、「消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて」（平成8年2月16日付け消防予第22号）、「火災通報装置の設置に係る指導・留意事項について」（平成8年8月19日付け消防予第164号）に基づき行われる必要があること。

ただし、次の規定等については、火災通報装置の必要性能を満足するよう上記のとおり設置及び維持管理がされている場合には、技術的に支障ないものとして取り扱って差し支えないと考えられること。

ア 消防法施行規則第25条第3項第2号

「火災通報装置は、屋内の電話回線のうち交換機等と電話局の間となる部分に接続すること。」

イ 消防庁予防課長通知（平成8年2月16日付け消防予第22号）1(2)接続する電話回線

「火災通報装置は、屋内の電話回線のうち、構内交換機等と電話局の間となる部分に接続することとされているが、この場合において構内交換機等の内線には接続しないこと。

また、電話回線は、利用度の低い発信専用回線の1回線を使用することが望ましいこと。」

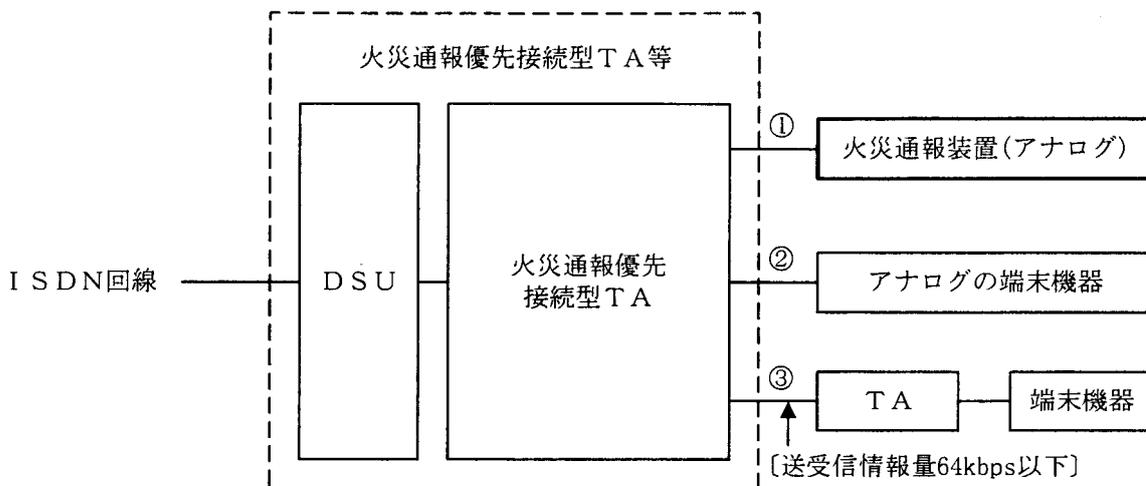
(2) 火災通報装置対応TA等は、火災通報装置の附属装置ではなく、電話回線の一部と観念されるものであり、火災通報装置対応TA等の設置等に係る工事については、消防用設備等の工事には該当しないこと。

10 その他

火災通報装置とISDN回線との接続について、別紙に接続例を示すので参考とされたいこと。

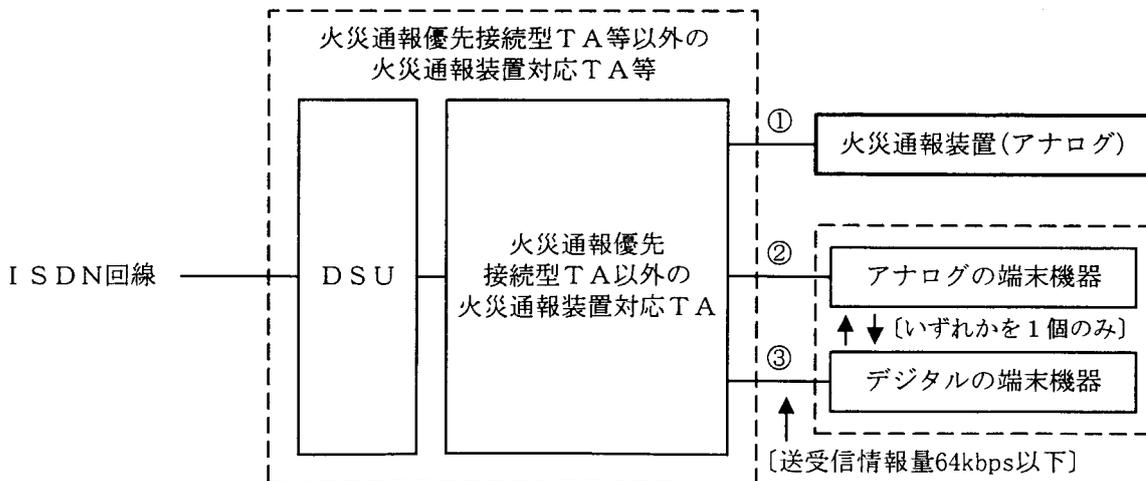
火災通報装置とISDN回線との接続例

【例－1】火災通報優先接続型TA等を介して接続する場合



- ※1 火災通報装置は、①（優先接続機能を有するアナログ端末機器用端子）に接続すること。
- ※2 火災通報優先接続型TA等を介して接続する場合は、②（アナログの端末機器用端子）及び③（デジタルの端末機器用端子）にそれぞれの端末機器を接続しても差し支えない。ただし、③（デジタルの端末機器用端子）に接続するデジタルの端末機器又はTAの送受信情報量を128 kbpsとすると、火災通報装置が起動してから通報までに90秒程度要することがあるので、デジタルの端末機器又はTAを接続する場合は、その送受信情報量を64 kbps以下とすること。

【例－2】火災通報優先接続型TA等以外の火災通報装置対応TA等を介して接続する場合



- ※1 火災通報装置は、①（アナログの端末機器用端子）に接続すること。
- ※2 火災通報装置以外の端末機器は、②（アナログの端末機器用端子）又は③（デジタルの端末機器用端子）のいずれかに1個のみ接続すること。
- ※3 デジタルの端末機器を接続する場合は、その送受信情報量を64 kbps以下とすること。
- ※4 ③（デジタルの端末機器用端子）には、他のTAを接続しないこと。

# 火災通報試験票

管轄：消防署  
 (着工届出日時： 年 年 日)  
 (着工届出番号：第 号)  
 (一般対象物 ・ 強化対象物 )  
 (全 体 ・ 部 分 )

1 防火対象物 名称：  
 (テナント名 ) ※部分の場合  
 (入居階 階 ) ※部分の場合  
 住所：横浜市 区  
 用途：政令別表第1区分 ( ) 項 (業態： )  
 テナント用途 ( ) 項 (業態： ) ※部分の場合  
 構造・階数：耐火、準耐火、防火、その他・地上 階/地下 階  
 面積：建築面積 m<sup>2</sup>、延べ面積 m<sup>2</sup>  
 電話番号： ( ) - ※火災通報装置で使用する番号

いずれかに○をする。→※火災通報装置の電話回線の種別：アナログ回線・IP電話回線  
 いずれかに○をする。→※IP電話回線に接続する場合の当該回線の位置情報通知システムの状況：なし・有  
 いずれかに○をする。→※共同住宅等においてIP電話に接続する場合の配線方式：光配線方式・VDSL方式・LAN配線方式

2 関係者 氏名：  
 住所：  
 電話番号： ( ) -  
 3 設置場所 本体： 階の  
 遠隔起動装置： 階の  
 4 設置機器 製造会社：  
 型式：  
 認定番号：  
 5 設置予定日： 年 月 日  
 6 工事責任者 会社名：  
 氏名：  
 資格：  
 7 工事概要：  
 8 通報内容 所在地：  
 名称：  
 呼び返し案内：

9 自動火災報知設備の設置・維持管理状況 (ここは直接通報を行う防火対象物のみ記入してください。)

(1) 受信機： 型 級、回線数 ( / )  
 製造会社名 ( )、型式番号 (受第 号)

(2) 中継器： 回線 個

(3) 副受信機： 型 級、回線数 ( / )

(4) 蓄積機能状況  
 ア 感知器：なし・有 (製造会社名： 型式： )  
 イ 受信機：なし・有 (製造会社名： 型式： )  
 ウ 中継器：なし・有 (製造会社名： 型式： )  
 エ 蓄積付加装置：なし・有 (製造会社名： 型式： )

(5) 移報端子等：受信機・蓄積付加装置・その他 ( )

※通報試験記録 (ここは検査時に消防署員が記入する欄です。)

1 検査日時： 年 月 日  
 2 試験実施者氏名： 3 司令課受信者職氏名：  
 4 検査立会者職氏名：  
 5 試験結果：支障なし・不備あり ( )

# 火災通報装置廃止届

年 月 日

消防署長

届出者住所

氏名

電話 ( ) -

次の防火対象物の火災通報装置の廃止について届け出ます。

1 所在地

2 名称

3 電話 ( ) -

4 廃止日 年 月 日

5 その他(1)

火災通報装置メッセージ内容

① 火災通報ボタンを押した時（手動式）

固定フレーズ	メッセージ内容	固定フレーズ
ピ ピ ピ ピ ピ ピ 火事です 火事です	(フリガナ)	わかりましたら信号を送ってください  *あらかじめ録音された内容でも良い (逆信してください)

②自動火災報知設備連動時

固定フレーズ	メッセージ内容	固定フレーズ
ピ ン ポ ン ピ ン ポ ン 自動火災報知設備 が作動しました	(フリガナ)	わかりましたら信号を送ってください  *あらかじめ録音された内容でも良い (逆信してください)

手動のみは、未記入

\*参考様式

\*特に様式限定はしませんが、上記内容が確実に理解できるものであれば可とします。

# 火災通報試験票

管轄： 消防署

(着工届出日時： 年 年 日)

(着工届出番号：第 号)

いずれかに○する。→ ( 一般対象物 ・ 強化対象物 )

いずれかに○する。→ ( 全 体 ・ 部 分 )

1 防火対象物 名 称：

(テナント名 ) ※部分の場合

(入居階 階 ) ※部分の場合

住 所：横浜市 区 ※最終の住居表示を記入すること。

用 途：政令別表第1区分 ( ) 項 (業態： )

テナント用途 ( ) 項 (業態： ) ※部分の場合

構造・階数：耐火、準耐火、防火、その他・地上 階/地下 階

面 積：建築面積 m<sup>2</sup>、延べ面積 m<sup>2</sup>

電 話 番 号： ( ) - ※火災通報装置で使用する番号

いずれかに○する。→※火災通報装置の電話回線の種別：アナログ回線・IP電話回線

いずれかに○する。→※IP電話回線に接続する場合の当該回線の位置情報通知システムの状況：なし・有

いずれかに○する。→※共同住宅等においてIP電話に接続する場合の配線方式：光配線方式・VDSL方式・LAN配線方式

2 関係者 氏 名：

住 所：

電 話 番 号： ( ) -

3 設置場所 本 体： 階の

遠隔起動装置： 階の

4 設置機器 製 造 会 社：

型 式：

認 定 番 号：

5 設置予定日： 年 月 日

6 工事責任者 会 社 名：

氏 名：

資 格：

7 工事概要：(例) 名称変更、住居表示変更によるロムの交換、病院移転等

8 通報内容 所 在 地：

名 称：

呼び返し案内：←別添として添付すること。

9 自動火災報知設備の設置・維持管理状況 (ここは直接通報を行う防火対象物のみ記入してください。)

(1) 受信機： 型 級、回線数 ( / )

：製造会社名 ( )、型式番号 (受第 号)

(2) 中継器： 回線 個

(3) 副受信機： 型 級、回線数 ( / )

(4) 蓄積機能状況

ア 感 知 器：なし・有 (製造会社名： 型式： )

イ 受 信 機：なし・有 (製造会社名： 型式： )

ウ 中 継 器：なし・有 (製造会社名： 型式： )

エ 蓄積付加装置：なし・有 (製造会社名： 型式： )

(5) 移報端子等：受信機・蓄積付加装置・その他 ( )

※通報試験記録 (ここは検査時に消防署員が記入する欄です。)

1 検 査 日 時： 年 月 日

2 試験実施者氏名： 3 司令課受信者職氏名：

4 検査立会者職氏名：

5 試 験 結 果： 支障なし・不備あり ( )

火災通報装置メッセージ内容

① 火災通報ボタンを押した時（手動式）

固定フレーズ	メッセージ内容	固定フレーズ
ピ ピ ピ ピ ピ ピ 火事です 火事です	(フリガナ) ホドガヤクカワベチョウ	わかりましたら信号を送ってください  *あらかじめ録音された内容でも良い (返信してください)
	保土ヶ谷区川辺町	
	ニチョウメ ニジュウバンチ イチゴウ	
	2丁目20番地1号	
	カワベギンコウ	
	川辺銀行	

②自動火災報知設備連動時

固定フレーズ	メッセージ内容	固定フレーズ
ピ ン ポ ン ピ ン ポ ン 自動火災報知設備 が作動しました	(フリガナ) ホドガヤクカワベチョウ	わかりましたら信号を送ってください  *あらかじめ録音された内容でも良い (返信してください)
	保土ヶ谷区川辺町	
	ニチョウメ ニジュウバンチ イチゴウ	
	2丁目20番地1号	
	カワベギンコウ	
	川辺銀行	

手動のみは、未記入